

クラス番号	625	担当教員名	横川 正平
テーマ	地方公共団体を運営主体とする社会保険と地方分権		
著書・論文	論文：「地方分権の進展が医療費適正化計画の療養病床削減策に与えた影響に関する研究」『日本医療・病院管理学会誌』2010 年		
研究課題等	研究課題：医療保障制度、地方分権と地方自治（団体自治・住民自治）、ナショナルミニマムと地方分権		

ゼミナール概要

キーワード：社会保険、地方分権、国民皆保険、地域格差

目的、内容、方法等：

地方公共団体を運営主体とする社会保険には、市町村を保険者とする国民健康保険・介護保険と全市町村が加入する各都道府県後期高齢者医療広域連合を運営主体とする後期高齢者医療制度があります。

社会保険といっても、健康保険のように被用者が健康保険組合という公法人を設立して運営するものや、国民年金のように国から委任・委託を受けて日本年金機構という特殊法人が運営するもの、労災保険のように国が保険者となるものなど、その運営主体は様々です。

では国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療制度は、なぜ市町村あるいは全市町村が加入する広域連合が運営主体となっているのでしょうか。その問題を考えるには、わが国の国民皆保険の達成の経緯とその後の社会経済の変遷とりわけ産業構造の変化と高齢化の進展を学ぶ必要があります。それは、これらの制度、特に国民健康保険が抱える、医療費・保険料の地域格差という構造的問題について学ぶことになります。

同時に、その際には地方自治制度の変遷との関連も見落とすことはできません。1999 年の地方分権一括法の成立以降、2004 年～2006 年の三位一体改革を経て、現在、国の法令による義務付け・枠づけの見直しを柱とする第二次地方分権改革が進展しつつあります。2011 年 4 月、いわゆる地域主権改革第一次一括法が成立し、特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の設置運営に関する基準が、条例に委任されました。同年 8 月の第二次一括法の成立も含め、この改革には地方公共団体の自由度を高めるという評価の反面、ナショナルミニマム保障を縮小・廃止し、国の公的責任を後退させるものという批判もあります。

これらを踏まえ、ゼミでは高齢者医療・介護の行政分野において、国・都道府県・市町村がいかなる役割を担っているのか、それはどのように変わろうとしているのか、あるべき役割分担はどうかについて、一緒に考えたいと思います。

授業計画：

3 年次の前期は、医療保障制度の基本的枠組みを押さえながら、市町村が保険者として運営している国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険について、国・都道府県・市町村のそれぞれの役割を学びます。

具体的には、3 つの制度について、学生諸君が国・都道府県・市町村のどこかの政策担当者の立場に立って、国・都道府県・市町村の権限・財政負担・抱える問題点等について、グループごとに発表しゼミ生同士で議論します。

後期は、テーマを絞って、グループごとに共同論文の作成を行い、発表と議論を行います。

3 年次の年度末には、個人ごとに卒論のテーマと研究計画を提出してもらいます。

4 年次の前期は、個人ごとの卒論の研究計画や具体的な調査方法について、指導・援助を行います。また、数名の学生同士のピアレビューを行ったうえで、調査報告・卒論の進捗状況報告をしてもらいます。

後期には、やはりピアレビューを行ったうえで、卒論の添削指導を行います。

地方自治体の公務員を志望する学生や、地域の高齢者医療・福祉の現場で働くことを目指す学生諸君にとって、制度改正が頻繁に行われている現在、政策の大きな流れを把握する思考方法が、今後一層重要になると考えます。

高齢者医療・介護の行政分野を例に、一緒に考えたいと思います。

担当教員からのメッセージ

国・都道府県・市町村の行政の役割分担の仕組みとあり方を、視察や先輩公務員の話聞く機会を交えながら、一緒に考えていきたいと思っています。ゼミの運営や卒論テーマについては、学生諸君の率直な意見に応えたいと思います。公務員志望の学生や社会保障と行財政のあり方に関心のある学生諸君の主体的参加を期待します。